

第三回 中国（上海）国際技術輸出入交易会

申込日：2015年 月 日

日本パビリオン 出展申込書（兼 出展契約規約に関する同意書）

2014年4月23日（木）～25日（土） 上海世博展覽館（上海市浦東新区国展路1099号）

主催：中華人民共和国 商務部、科学技術部、国家知識産権局及び上海市人民政府

当社（出展社）は、展示会出展を申込みます。また、本申込書裏面に記載された出展契約規約及び主催者必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

- 出展者名 出展社名は必ず正式社名をご記入ください
※全ての出展ブースにおいて、JETRO-JAPAN ロゴを使用し、日本パビリオンとして統一感を持ってPRする予定
※日本貿易振興機構（JETRO）が別途作成する日本パビリオンのパンフレットにおいて、出展社を紹介する予定

ふりがな	
和文	
英文	

- 申込責任者 会社名/役職/氏名



- 出展担当者（出展に関する事務的な連絡をさせていただきます）

会社名： _____ 部署： _____

役職： _____ 氏名： _____

住所： 〒 _____ e-mail： _____ @ _____

TEL： _____ () _____ FAX： _____ () _____

- 出展プラン（税別）※パックパネル等の基礎パネル、装飾費用等は含まれません。

1 小間（9㎡）20万円 _____ 小間

出展製品・サービス（具体的に記入してください）

備考

申込書送信先：FAX 042-521-6625（申込締切日 2015年3月31日）
申込サイト：<http://www.forestlee.co.jp>

お問合せ先
日本パビリオン出展申込事務局
日本企業募集窓口（株式会社フォレストリ）
〒205-0013 東京都立川市柴崎町2-3-17
Tel 042-521-6625
Fax 042-521-6626
e-mail info@forestlee.co.jp

※裏面の「出展契約規約」をお読みください。

【取扱広告会社・上記とは異なる連絡先など】

会社名
住所
部署・役職
氏名
Tel _____ Fax _____
e-mail _____

第二回 中国（上海）国際技術輸出入交易会 出展契約規約

■出展資格

- ・出展社は主催者が定めるイベント趣旨に合う製品、サービスを提供する会社、団体、その他の事業体に限定され、主催者は製品等がイベントに適するか否かを決定する権利を有します。

■申込み及び支払期限

- ・本申込書の主催者受理をもって正式契約とします。主催者から請求書を送付しますので、原則として契約日より1ヶ月以内に申込プラン料金を当社指定の銀行講座にお振込ください。

■展示小間の割り当て

- ・展示小間の割り当ては、契約日・出展規模・出展内容等を考慮の上、主催者が決定し、出展社説明会にて発表します。

■転貸

- ・出展社は主催者の許可無く、申込プランの全部または一部を他社へ譲渡・貸与等を行うことはできません。

■解約

- ・出展社が出展申込後に申込プランの全てまたは一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、下記の契約料を申し受けます。出展申込書を主催者が受理した日をもって出展契約日とし、**出展契約日から2015年4月6日までは申込プラン料金全額（消費税込）となります。**

■入場者資格

- ・入場者は事前に主催者に登録することにより入場できます。
- ・入場者はイベントの趣旨に関心を持つ人に限定されます。

■写真撮影・ビデオ撮影

- ・イベントの写真撮影権、ビデオ撮影権は主催者が有します。

■展示規定

- ・装飾方法、展示方法等は、主催者の提供する「出展マニュアル」に規定され、出展社はこれに従わなければなりません。
- ・出展社は自社の展示が近隣の展示の妨害にならないようにしなければなりません。妨害、違反の有無は主催者が出展マニュアルの規定をもとに最終判断し、出展社はこの判断に従うものとします。

■安全性

- ・出展社は、展示会場に適用される防火及び安全に関わる全ての規則、法規を遵守しなければなりません。

■損害責任

- ・主催者は理由の如何を問わず、出展社及びその雇用者または関係者が、小間を使用することによって発生した、人及び物品に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。
- ・出展社は、その従業員や代理人の不注意その他によって生じた、イベントの建築物または設備に対する一切の損害について、直ちにその損害を賠償するものとします。
- ・主催者は、イベントのガイドブック、またその他のプロモーション用資料の中に偶発的に生じた誤字・脱字等に関する責任を負わないものとします。

■展示会の中止

- ・主催者が主催者の都合によってイベントを中止し、出展社が申込プランの内容を実行できなくなった場合には、主催者は展示社に対して、開催残余日数を基準として、日割計算した申込プラン料金の払い戻しを行う以外、一切の責任を負いません。主催者は、直接的にも間接的にも、自然災害の要素に帰すべき、あるいは、第三者の命令または指示に帰する損害を出展社が被ることに責任を負いません。